

京都大学総合研究推進本部規程及び京都大学成長戦略本部規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">京都大学総合研究推進本部規程 (令和6年達示第79号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条第2項の規定に基づき、京都大学総合研究推進本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(後略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第46条第3第2項の規定に基づき、京都大学総合研究推進本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和7年達示第3号)</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> |
| <p style="text-align: center;">京都大学成長戦略本部規程 (令和6年達示第10号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条第2項の規定に基づき、京都大学成長戦略本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(後略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第46条の3第2項の規定に基づき、京都大学成長戦略本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和7年達示第3号)</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> |